

No.	質問事項	回答	質問日	回答日
1	昨年度（R7）特定保健指導支援区分別（動機付け・積極的）実績数を教えてください。	R7年度の対象市町村におけるICT特定保健指導の実績は、以下のとおりです。 ・動機付け支援（終了者）：34名 ・積極的支援（終了者）：14名	2026/7/1	2026/7/8
2	昨年度（R7）特定保健指導支援方法別（ICT、対面）実績数を教えてください。	R7年度の対象市町村における特定保健指導の実績は、以下のとおりです。 ・ICT（終了者）：48名 ・対面（終了者）：550名程度	2026/7/1	2026/7/8
3	昨年度（R7）特定保健指導初回面談 会場実施自治体及びその実績数、会場実施でのICT・対面の実績数を教えてください。	集団健診会場での初回面接の実施については、本公募から仕様書上明記したものであり、R7年度の実績数等詳細は把握しておりません。	2026/7/1	2026/7/8
4	公募要領では審査評価点が合計100点満点となっています。R7年も同100点満点でしたが、最終落札の情報開示では400点満点となっています。今年度はどのような集計になるのでしょうか。	R7年度では、1 審査委員当たりの評価点を合計100点満点とし、審査委員4名の合計400点満点換算で集計しております。本公募においても、同様の取扱いとする予定です。	2026/7/1	2026/7/8
5	仕様書で読み取れなかった部分がありましたので、勧奨～健診会場における初回面接の流れについて確認させてください。 対象者へ勧奨チラシ送付 →WEB等で初回面接の申込 →申込した人が健診日に会場に来て、健診を受診 →健診の会場で事業者が自力で対象者を探し出し、初回面接の前半を行う →健診結果が対象者に通知されたら、結果を対象者本人から事業者が受領 →初回面接の後半と継続支援を行う	初回面接の実施については、仕様書「5 業務内容（2）ICT特定保健指導の実施」にお示しのとおりですが、①特定保健指導対象者に勧奨チラシを送付し、対象者がオンラインフォームから初回面接の申込予約を行い、予約日時に初回面接を遠隔で行うものと、②集団健診の結果、特定保健指導対象者となった方に対し、集団健診会場内で市町村職員等が特定保健指導利用を勧奨し、同日に初回面接（1回目）を遠隔で行うもの（初回面接（2回目）以降は後日実施）があります。 なお、対象者本人から特定健診の結果を入手する方法及び集団健診会場における遠隔面接の実施に係る事務フローについては、提案事項です。	2026/7/1	2026/7/8
6	仕様書5 1）ア（ア） 健診会場においてプライバシーを確保できるスペースがない等で・・・ →過去実績で、健診会場にプライバシーを確保できる場所がなかった会場は何日程度ありましたでしょうか。	集団健診会場での初回面接の実施については、本公募から仕様書上明記したものであり、R7年度の実績数等詳細は把握しておりません。	2026/7/1	2026/7/8
7	仕様書P2 （ア）設備及び環境等 「集団健診会場」において初回診断において、「スムーズに遠隔面接できるために必要な設備及び環境を整備すること」とございますが、対象市町村（和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市の5市）で必要とするタブレット数の定めはございますか。	必要タブレット数の定めはありません。対象市町村との協議により、決定することになります。	2026/7/1	2026/7/8
8	仕様書P4 エ対象者へのインセンティブの企画・提案 インセンティブの取扱いについて確認させてください。 国庫補助が含まれている場合、金券での支給は不可となる認識でよろしいでしょうか。	国交付金（令和8年度国民健康保険保険者努力支援交付金等（事業費分・事業費連動分））の活用を想定しているため、受益者負担が望ましい以下に係る経費は、対象外経費となります。 ・事業参加者、対象者に対し配布や提供する商品（ティッシュ、タオル、ボールペン、試供品、万歩計、健康グッズ、バッグ、手帳カバー、マスクケース、うちわ、弁当、ウェアラブル端末等）、賞金、景品、金券、食事代等 ・事業に参加するために係る参加費、民間事業所（スポーツ施設等）の利用料 ・事業参加者、対象者に対し配布や提供する紙媒体及び電子媒体以外の教材（ただし、調理実習等における教材として参加者が調理工程に使用する食材を除く。）	2026/7/1	2026/7/8

No.	質問事項	回答	質問日	回答日
9	再委託に関する確認 本事業において、効率的な業務遂行を目的として、他社へ業務の一部を再委託（全委託費の2分の1未満）する形での応募を検討しております。この場合、公募要領「3(4)再委託」の基準を満たしていれば、提案として認められるでしょうか。 また、その際、公募要領「別表」に定める提出書類（直近決算書や納税証明書等）について、再委託予定先の分も提出が必要でしょうか。	公募要領「3（4）再委託」のほか、契約書例第13条、別記1「情報セキュリティに関する特記事項」第5及び別記2「個人情報取扱特記事項」第7等の再委託に関する諸規定を遵守いただく必要がありますので、御留意願います。 公募要領「別表」に定める提出書類は、再委託予定先については、提出不要です。	2026/7/1	2026/7/8
10	契約および請求主体について 仕様書「6 特定保健指導に係る経費」において、支払いは「対象市町村と個別に契約を締結した上で、対象市町村からそれぞれ支払を受ける」とあります。 特定保健指導業務を再委託先が実施する場合、各対象市町村との個別契約の締結および請求の主体は、事前に県および市町村の承諾を得ていれば、再委託先が直接市町村と契約・請求を行うことが可能でしょうか。	差し支えありません。	2026/7/1	2026/7/8
11	初回面接の実施内容について 仕様書「5(2)ア(イ)」にある集団健診会場での初回面接について、通常、健診当日は確定した検査結果数値（血液検査等）が出揃っていないケースが想定されます。 この場合の初回面接は、当日会場で測定・確認できる範囲の数値（身長・体重・腹囲・血圧等）および問診票等を用いて実施する想定でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	2026/7/1	2026/7/8
12	遠隔面接用端末の必要数について 集団健診会場における遠隔初回面接の実施にあたり、会場に設置する「遠隔面接用ブース（席数）」の目安、または1会場あたりの同時対応想定人数をご教示いただけますでしょうか。特に指定がなく、提案によるものであればその旨お知らせください。	提案事項になります。	2026/7/1	2026/7/8
13	集団健診のスケジュールについて 仕様書「5(2)ア(イ)」の集団健診会場での対応に関して、対象となる5市町村における集団健診の「年間総開催回数（または受託者が遠隔面接対応を求められる日数）」の目安を教えてくださいいただけますでしょうか。	対象市町村との協議により、決定することになります。	2026/7/1	2026/7/8
14	申込受付業務のルートについて 仕様書「5(1)エ」の申込受付業務について、対象者からの申し込みは、原則として受託者が作成するオンラインフォーム経由のみという認識でよろしいでしょうか。 あるいは、市町村が別途受け付けたりリストが共有されるなど、他の申込ルートも想定されていますでしょうか。	受託者が作成するオンラインフォーム経由を原則としていますが、対象市町村との協議により、受付手段を追加することも想定し得ます。	2026/7/1	2026/7/8
15	利用券の回収方法について 仕様書「5(1)エ(エ)」の利用券の回収について、「紙の利用券の現物回収」は必須でしょうか。 非対面のICT特定保健指導の特性に鑑み、オンラインフォーム等を通じた「番号の入力」や「券面写真のアップロード」による確認に代替することは可能でしょうか。	現物回収を原則としていますが、対象市町村との協議により、代替方法を採用することも可能です。	2026/7/1	2026/7/8
16	仕様書『4 対象市町村及び対象者数（見込み）』について 対象者数（見込み）：150人とありますが、昨年度事業の対象者実績人数をご教示いただけますでしょうか。	No. 1, 2で回答のとおりです。	2026/7/1	2026/7/8
17	仕様書『5 業務内容（2）ア（イ）』について 昨年度事業での「集団健診会場における初回面接の同日実施」した回数をご教示いただけますでしょうか。	集団健診会場での初回面接の実施については、本公募から仕様書上明記したものであり、R7年度の実績数等詳細は把握しておりません。	2026/7/1	2026/7/8

No.	質問事項	回答	質問日	回答日
18	仕様書 5 (1) エ (ア) について 申し込み受付用を利用するオンラインフォームは情報セキュリティが担保されている 前提で、民間事業者が提供するシステム (Google FormやMicrosoft Forms) を利用 することが可能でしょうか。	契約書例の別記1「情報セキュリティに関する特記事項」に「和歌山県情報セ キュリティポリシーを遵守」することと定めており、クラウドサービスとして は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) 等の公的認証・ 評価を受けたものを想定しております。	2026/7/1	2026/7/8
19	仕様書 5 (2) オ (ウ) について 個人情報の受渡方法にある、「セキュリティ便」とは、物理的な荷物や書類の配送 サービス、デジタルデータの送信サービスのどちらか、または両方を指しているか、 をご教示ください。	双方を指します。	2026/7/1	2026/7/8
20	仕様書 9 (1) について 複数事業者による共同提案での応募は可能でしょうか。可能な場合、応募申請書 (様 式2) や企画提案書における代表事業者・構成事業者の記載方法、及び契約締結の主体 について、取扱いをご教示ください。 例： 応募事業者：PHR提供事業者 (アプリ提供、データ管理・分析) 某企業：特定保健指導サービス提供事業者 (初回面談、継続支援等)	提案者及び契約締結の主体は、単独の事業者としてください。	2026/7/1	2026/7/8
21	仕様書 9 (1) について 質問20. のサービス提供体制例は、「本業務の全部又は主要な部分の一括再委託」に 該当するのでしょうか。それとも、仕様書6に基づき対象市町村と個別契約を締結して 実施するものであることから、県との委託契約における再委託には当たらない「分担 実施」と整理されるのでしょうか。取扱いをご教示ください。	御提示の例では、県はPHR提供事業者と業務委託契約を締結し、対象市町村は特 定保健指導サービス提供事業者と個別に業務委託契約を締結するため、PHR提供 事業者は、県から委託された業務を特定保健指導サービス提供事業者に再委託 しているものではありません。	2026/7/1	2026/7/8
22	仕様書 6、7 (1)、9 (1) について 「再委託費の合計金額が、全委託費の2分の1未満」について、対象市町村と個別契約 する特定保健指導に係る経費は、再委託費及び全委託費のいずれにも含まれないとい う理解でよろしいでしょうか。 例： 応募事業者：委託料 25,000,000円 (全委託費) 某企業：特定保健指導経費 xxxxxx円 (全委託費、再委託費の対象外)	No. 21で回答のとおりです。	2026/7/1	2026/7/8